

砂川ロータリークラブ細則（2019年7月1日～）

第1条 定義.....	1
第2条 理事会.....	1
第1節 クラブ管理主体.....	1
第2節 理事会の構成.....	1
第3条 役員および理事の選出と就任.....	1
第1節 役員および理事の選出.....	1
第2節 役員および理事の就任.....	1
第3節 指名委員会.....	2
第4節 欠員の補填.....	2
第4条 役員の仕事.....	2
第1節 会長.....	2
第2節 直前会長.....	2
第3節 会長エレクト.....	2
第4節 副会長.....	3
第5節 幹事.....	3
第6節 会計.....	3
第7節 SAA（会場監督）.....	3
第5条 会合.....	3
第1節 総会.....	3
第2節 例会.....	4
第3節 理事会.....	4
第4節 クラブ協議会.....	4
第6条 議事決定の方法.....	4
第7条 入会および会費.....	5
第1節 入会金.....	5
第2節 会費.....	5
第8条 奉仕部門.....	5
第9条 クラブ委員会.....	5
第10条 常任委員会.....	5
第1節 常任委員会.....	5
第2節 常任委員会の仕事と構成.....	6
(1) クラブ管理運営委員会.....	6
(2) 会員組織委員会.....	6
(3) 広報委員会.....	7
(4) 奉仕プロジェクト委員会.....	7

(5) ロータリー財団・米山委員会.....	8
第10条 出席義務規定免除.....	9
第11条 財務.....	9
第1節 資金管理および金融機関の指定.....	9
第2節 支払方法および監査.....	9
第3節 保障の提供.....	9
第4節 会計年度.....	9
第5節 予算.....	10
第12条 会員選挙の方法.....	10
第1節 推薦.....	10
第2節 確認.....	10
第3節 決定.....	10
第4節 説明と承諾.....	10
第5節 同意と入会金.....	10
第6節 入会.....	11
第7節 名誉会員.....	11
第13条 決議.....	11
第14条 例会の次第.....	11
第15条 改正.....	11

砂川ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 役員：本細則第2条第2節（1）に定められ理事会メンバー
3. 理事：本細則第2条第2節（2）に定められ理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

第1節 クラブ管理主体

本クラブの管理主体は、理事会とする。

第2節 理事会の構成

以下の役員と理事によって、理事会を構成する。

- （1）会長、直前会長、会長エレクト、副会長、幹事、会計およびSAA（会場監督）の7名の役員
- （2）次条第1節（1）に基づいて選出された7名以内の理事

第3条 役員および理事の選出と就任

第1節 役員および理事の選出

- （1）役員を選出すべき会合の6週間前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長（次次年度）・直前会長・副会長・幹事、会計・SAAの役員、および7名以内の理事の指名を求めるものとする。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、かかる委員会をクラブの定めるところに従って設置しなければならない。適法に行われ指名された役員および理事は、12月に開催される年次総会において、出席した会員の過半数の賛成で承認を得るべきものとする。

前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。

第2節 役員および理事の就任

- （1）承認を得た会長エレクトは、指名承認後7月1日に会長に就任するものとする。

- (2) 承認を得た会長ノミニーは、就任直後の7月1日に会長エレクトと称し、会長エレクトを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (3) 承認を得た副会長は、指名承認後7月1日に副会長に就任するものとする。
- (4) 承認を得た幹事は、指名承認後7月1日に幹事に就任するものとする。
- (5) 承認を得た副幹事は、指名承認後7月1日に理事会オブザーバーである副幹事を務め、副幹事を務めた年度直後の7月1日に役員である幹事に就任するものとする。
- (6) 承認を得た会計、SAAおよび7名の理事は、指名承認後7月1日にその職に就任するものとする。

第3節 指名委員会

- (1) 指名委員会は、会長と会長経験者をもって構成する。
- (2) この委員会は、第3条第1節に規定の指名のほか、ガバナー候補およびガバナー補佐候補の指名ならびに周年事業や都市連合会などの実行委員長の指名をはじめ、本クラブが重要決定しなければならないときに、会長の要請に基づき審議を行って理事会に勧告する。
- (3) この委員会は、有資格者の3分の2以上の出席を以って成立するものとする。

第4節 欠員の補填

- (1) 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。
- (2) 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補填すべきものとする。
- (3) 上記補填者の任期は、前任者によって残された期間とする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他本クラブを代表する役員として、通常その職に付随する任務を行う。

第2節 直前会長

前年度の経験をもとにした助言や継続事業への申し送りなどを理事会に伝え、会長および理事会によって定められた任務を行う。

第3節 会長エレクト

会長および理事会によって定められた任務を行う。

第4節 副会長

会長不在のときには、本クラブの会合および理事会において議長を務めるなど会長代行としての任務を行い、そのほか会長および理事会によって定められた任務を行う。

第5節 幹事

- (1) 会員の記録を整理保管する。
- (2) クラブの会合、理事会および委員会などの諸会合の通知を発送し、これらの会合における出席を記録すると共に、資料を保管する。
- (3) 全会員の人頭分担金および比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告会員資格変更報告など諸種の義務報告をR I 対して行い、「ロータリーの友」誌の購読料を徴収してこれをR I に送金する。
- (4) そのほか、通常その職に付随する任務を行う。

第6節 会計

- (1) すべての資金を管理保管し、毎月1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、そのほか通常その職に付随する任務を行う。
- (2) その職を去るにあたって、その保管するすべての資金、会計帳簿その他あらゆるクラブ財産を、その後任者および会長に引き継がなければならない。

第7節 S A A (会場監督)

例会場の秩序を保つためのあらゆる権限を有し、例会が楽しく秩序正しく運営されるよう心を配るほか、会長および理事会によって定められた任務を行う。

第5条 会合

第1節 総会

- (1) 本クラブの年次総会は毎年12月第1例会日に開催されるものとする。そうしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。
- (2) 本細則15条に規定された条件を満たした場合、臨時総会を開催することができる。
- (3) 会員数の3分の1をもって、年次総会の定足数とする。

第2節 例会

- (1) 本クラブの例会は毎水曜日 12 時 30 分に開会し、13 時 30 分に終了するものとする。(毎を削除)
- (2) 例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、全会員に通知されなければならない。また同時に、このことは近隣のロータリークラブや地区ガバナー事務所に速やかに連絡するものとする。
- (3) 会員数の 3 分の 1 をもって、例会の定足数とする。
- (4) 例会は、月 2 回以上開催する。
- (5) 例会は、例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

第3節 理事会

- (1) 定例理事会は、毎月 1 回原則として第 1 例会日に開催されるものとする。
- (2) 臨時理事会は、会長がその必要ありと認めたとき、または 2 名以上の理事会メンバーから要求があるときに、会長が招集する。ただしその場合には、然るべき予告を行われなければならない。
- (3) 理事会の決議は、理事会メンバーの過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長が決する。

第4節 クラブ協議会

- (1) クラブ協議会は、クラブのプログラムや活動について話し合うための会合であり、会長は年に 4～6 回の協議会を開催するものとする。また会長は本協議会の協議事項や出席者を特定することもできるが、原則として会員全員が出席する権利を有する。
- (2) クラブ協議会は、各委員会の活動の連携を図ったり、クラブの長所および短所について検討し、ロータリーとそのプログラムに関する知識を深め、プロジェクトや活動のアイデアについて自由な意見やアイデアの出し合いをすることを目的とするが、理事会の決定のない決議をしてはならない。

第6条 議事決定の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決または挙手の方法により決定されるものとする。理事会は特定の決議案を、投票により決定することができる。

(注：口頭による採決とは、クラブの投票が発生方式での同意によって行われた場合と定義する)

第7条 入会および会費

第1節 入会金

入会金は5万円とし、入会に先立って納入すべきものとする。

第2節 会費

会費は年額14万円とし、毎年度7月および1月に7万円ずつを納入すべきものとする。各納入額のうち一部は、各会員のR I公式雑誌の購読料に充当する。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青少年奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 クラブ委員会

- (1) クラブ委員会は、クラブの年次目標および長期目標を実行する責務を担う。会長、直前会長、会長エレクトおよび副会長は、指導の継続性と計画の一貫性を図るよう努力すべきである。また会長エレクトは、任期が始まる前に委員会委員長と委員を任命し、企画会議を設ける責務がある。
- (2) 会長は、自らの就任年度の諸委員会の任務を定めるものとする。各委員会の任務を発表するにあたって、会長は、適切なR I資料を参照し、奉仕部門を考慮に入れることとする。各委員会は、毎年度の初めに設定された明確な目標、行動計画、具体的な担当職務の下に、その実施に当たるものとする。会長エレクトは、上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、目標、計画、担当職務を理事会に提示するべく準備するために、必要な指導を行うという主要な責務がある。

第10条 常任委員会

第1節 常任委員会

- (1) 会長は、理事会の承認の下に次の常任委員会を設置し、会長および副会長が管理するものとする。
 - ①クラブ管理運営委員会
 - ②会員組織委員会
 - ③広報委員会
 - ④奉仕プロジェクト委員会

⑤ロータリー財団・米山委員会

- (2) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ管理運営、会員組織、広報、奉仕プロジェクトおよびロータリー財団・米山委員会について、必要と考える特定分野を担当する所属委員会を設置するものとする。
- (3) 会長は、職権上すべての常任委員会の委員になるものとし、その資格において常任委員会に付属するあらゆる特典を持つものものとする。
- (4) 各常任委員会は本細則によって付託された職務および会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの常任委員会は、理事会に報告してその承認を得るまで行動してはならない。

第2節 常任委員会の任務と構成

(1) クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。この下に次の委員会を置くものとする。

①出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリー会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席出来ない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席率の向上を図るため、より良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめて、これを除去することに努めるものとする。

②親睦活動委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を全員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

③プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。また予定したプログラムが実施できないときの方策を講じる責務を担うものとする。

(2) 会員組織委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。この下に次の委員会を置くものとする。

①会員増強・職業分類委員会

この委員会は、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類を行わなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類を再検討しなければならない。

そして、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

②ロータリー情報・会員選考委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

また会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない、そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(3) 広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供するものである。

この下に、次の委員会を置くものとする。

①広報・会報委員会

この委員会は、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。また、クラブ会報の刊行によって関心を促して出席率の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前会例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、会員に世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。「ロータリーの友」誌に対する会員の関心を喚起するために雑誌月間を主催しクラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に「ロータリーの友」誌を利用することを奨励し、ロータリアン以外の講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校その他の図書閲覧室のために特別購読を取り計らうものとする。さらにニュース資料と写真を「ロータリーの友」事務所に提供し、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

(4) 奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。この下に次の委員会を置くものとする。

①職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

②社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

③国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

④青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、青少年奉仕に関する事柄においてそのうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

(5) ロータリー財団・米山委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。この下に次の委員会を置くものとする。

①ロータリー財団・米山委員会

この委員会は、計画的に財団への寄付を募り、毎年その年度から3年後の地区補助金のクラブへの補助金受給の計画を立てる。またこの専門性の高い任務を行うため、委員長は次の年度もこの委員会の委員として次年度へのアドバイスを行う。

米山記念奨学会への理解と協力を推進し、寄付金の募金活動を行い、クラブ年次寄付目標を達成するために計画を遂行する。米山奨学金を管理し表彰対象者の申請、およびこれらの推進と広報を行う。また奨学金受領者との交流や講演を企画し実行し、米山記念奨学会の活動を広報して、そのプログラムに対する積極的な参加と資金援助を推奨するものとする。

第10条 出席義務規定免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の適用が免除され、12か月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席の義務が免除される。

(注：このような出席義務規定の免除は、会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。ただし、クラブ定款の規定に基づいて認められた欠席は、本クラブの出席記録に算入されない)

第11条 財務

第1節 資金管理および金融機関の指定

会計は本クラブの資金のすべて理事会によって指定される金融機関に預金しなければならない。

第2節 支払方法および監査

すべての支払いは、会長・幹事・会計が捺印した支払命令書によってのみ、預金から支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節 保障の提供

資金を預かり、あるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全管理のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 会計年度

本クラブの会計年度は、7月1日より翌年6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の人頭分担金は、1ヶ月につきR I人頭分担金の1/2分の1に相当する比例人頭分担金を支払うものとする。R I公式雑誌購読料はR I事務局の仕切り上に基づいて支払うべきものとする)

第5節 予算

各会計年度の初めに、理事会はその年度の収支の予算書を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに収出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 会員選挙の方法

第1節 推薦

本クラブの会員増強・職業分類委員会によって推薦された会員候補者の指名は、書面をもって本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 決定

理事会は、推薦書の提出後30日以内にその承認不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 説明と承諾

理事会が承認を決定した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求なければならない。

第5節 同意と入会金

被推薦者についてクラブに発表した後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対して異議申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとされる。

第6節 入会

このような選挙後に、クラブ会長は、当該新会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該新会員に対し会員証を発行しロータリー情報資料を提供しなければならない、また、新会員をR Iに報告しなければならない。会長は当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を1名指名し、当該新会員をクラブ委員会に配属する。

第7節 名誉会員

名誉会員に推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そうしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもって行われるものとする。但し、名誉会員の候補者推薦については、いかなる定例または臨時理事会において審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階のうち、いずれの段階も省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投じる反対票が2票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案も審議してはならない。かかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 例会の次第

点鐘および開会宣言
国歌（毎月第1例会日）およびロータリーソング斉省
ゲストおよび来訪ロータリアンの紹介
会長挨拶および報告
幹事報告
委員会報告
会員祝福（毎月第1例会日）
その他報告事項
ピーチまたは他のプログラム
閉会宣言および点鐘

第15条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各

会員に通知されていなければならない。クラブ定款ならびにR Iの定款、R I細則およびロータリー章典と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

一部改正

- 2002年 6月 訂正箇所 雑誌委員会→ロータリーの友委員会
- 2005年12月 訂正箇所 1) 第1条 第1節、2) 第1条 第2節、3) 第2条、4) 第3条 第2節
- 2008年 7月 訂正箇所 第14条 改正欄 1) 第1条 第1節、2) 第2条 3) 第3条 4) 第13条
- 2010年 7月 訂正箇所 1) 第2条 理事 2) 第3条 役員の仕事 第2節 直前会長、3) 第4条 会合 第2節 例会
4) 第7条 委員会 第3節 社会奉仕委員会
5) 第8条 委員会の仕事 第3節 社会奉仕委員会
- 2012年 7月 訂正箇所 1) 第1条 第2節 副会長、幹事、会計、会場監督および理事6名の選挙、2) 第2条 理事
- 2013年 7月 訂正箇所 1) 第7条 第1節 (a) (b) (c)、2) 第8条 第5節を追加
- 2014年7月 全面改正 ※但し、2013年11月20日、臨時総会において可決承認
- 2019年7月 訂正箇所 第5条第2節(例会) (1), (4), (5)
※但し、2019年5月29、臨時総会において可決承認